

電気供給に関する重要事項説明書

本説明書は、電気の利用者（以下「甲」といいます。）に対し、グリーンピープルズパワー株式会社（以下「乙」といいます。）の、電気の供給（以下「本業務」といいます。）、本業務に関する甲乙間の電気供給契約を「本契約」といいます。）に関する重要事項について説明します。本説明書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付するものです。

また、本内容の詳細につきましては弊社電気供給約款（以下、「供給約款」といいます。）に記載していますので、本書面と合わせてご確認ください。「供給約款」は弊社ホームページから閲覧およびダウンロードすることができます。

1. 電気供給者

本契約に定める本物件への電気の供給については、グリーンピープルズパワー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0644）が行います。

2. 提供エリア

本業務の電気の供給エリアは、東京電力管内とします。

3. お問い合わせ先

本業務の電気に関するサービス内容や料金などのお問合せは下記のとおりです。

電話番号：03-6274-8660 平日（土日・祝日、年末年始を除く）9:00-17:00

メールアドレス：info@greenpeople.co.jp 24時間受付可能

なお、停電など緊急時のお問合せも、上記の電話番号へご連絡ください。電話が繋がらない場合は、代表取締役の竹村携帯 090-9964-5024 までご連絡ください。

4. 本業務の契約

本業務に関する甲乙間での契約は、契約のお申込み後、乙が甲に開始日を通知したときに成立するものとします。

5. 供給開始

甲に対する乙からの供給開始年月日は、申込日以降の標準処理期間（切替えの手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、この切替え手続きが完了するまでは、現在契約中の小売電気事業者から電力供給が継続されます。

6. 契約期間

契約期間は前項の供給開始の日から1年目の検針日の前日までとします。ただし、契約期間満了に先立って、甲乙双方から契約の終了または変更の申し出がない場合、契約期間満了後も1年間、同一条件で電気供給契約が継続されるものとします。

7. 工事費等

(1) 設置される計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者が所有し、当該計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

(2) 乙による電気の供給開始に伴い、ブレーカーの種類や位置の変更が必要となり、乙が一般送配電事業者から当該設置または変更にかかる工事費の負担を求められた場合、その費用の実費は甲が支払うものとします。

8. 違約金

甲が不正に電気を使用した等の理由で、乙が一般送配電事業者から当該不正な電気の使用に関する違約金の請求を受けた場合、「供給約款」の定めに応じて算出された金額を甲が支払うものとします。

9. 契約容量および電気料金

甲の契約容量は、乙が発行し甲が承諾する電気供給契約承諾書に記載の通りです。甲の電気料金は、基本料金、従量料金、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金、発電原価調整価格の合計として、乙が算出します。

従量電灯 B		契約アンペア		単位	料金 (税込)
基本料金		10	A	1契約	858.00
		15	A	1契約	858.00
		20	A	1契約	858.00
		30	A	1契約	858.00
		40	A	1契約	1144.00
		50	A	1契約	1430.00
		60	A	1契約	1716.00
電力量料金	第1段階料金	120	kWh	1kWh	19.88
	第2段階料金	300	kWh	1kWh	26.48
	第3段階料金	上記超過	kWh	1kWh	28.54

従量電灯 C				単位	料金 (税込)
基本料金		1kVAあたり		1契約	286.00
電力量料金	第1段階料金	120	kWh	1kWh	19.88
	第2段階料金	300	kWh	1kWh	26.48
	第3段階料金	上記超過	kWh	1kWh	28.54

低圧電力 (動力)				単位	料金 (税込)
基本料金		1kWあたり		1契約	1100.00
電力量料金			夏季	1kWh	17.26
			その他季	1kWh	15.72

※まったく電気をご使用にならない月の基本料金は半額になります。

※夏季: 毎年7月1日から9月30日 その他季: 毎年10月1日から翌年の6月30日

10. 供給電圧、周波数

乙が甲に供給する電気の供給電圧は100Vまたは200V、周波数は、50Hzとなります。

11. 料金の支払い方法

電気料金については、口座振替により支払うものとします。乙は、電気料金に関して毎月の検針数値に基づき甲に請求し、当該電気料金は乙より請求を受けた日の属する月の翌月20日に甲が指定する金融機関口座から引き落とされるものとします。ただし、引き落とし当該日が銀行等の休業日にあたる場合は翌営業日の引き落としとなります。甲の支払いが滞った場合は、乙指定金融機関口座へ振込により支払うものとします。

12. 明細書等の発行

(1) 乙は甲に対し、前項の引き落としの7営業日前までに、電気料金に関する請求明細書を、甲の指定するメールアドレスまたは郵送にて甲の指定する住所に毎月送付するものとします。

(2) 乙は、甲の電気料金の支払いに対する領収書は原則発行しないものとします。

13. 延滞利息

お客様が料金の支払い期日を経過してなお、支払われない場合には、当社は、支払い期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

14. 甲による解約

(1) 甲は、乙に対して1ヶ月前に、メール、電話またはFAXによる申し出を行うことにより、本契約を変更、もしくは解約することができます。

(2) 甲による本契約の解除に係る違約金はありません。ただし、その解除を理由として、乙が一般送配電事業者から託送供給約款に基づいてなんらかの請求を求められた場合、乙はそれを甲に請求することができるものとします。

15. 一般送配電事業者の託送供給等約款、託送供給約款(以下、総称して「託送供給約款」という。)に定められた小売供給の甲の責任に関する事項

以下の各号に定める場合、乙は電気の供給を停止する場合があります。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により電気供給における保安上の危険があると乙および一般送配電事業者が認めた場合

(2) 甲が電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合

(3) 甲が一般送配電事業者の託送供給約款に定める乙および一般送配電事業者の業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

16. 乙からの申し出による解約

乙は、以下の各号に定める場合、本契約を解約することができます。

(1) 甲が一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合

(2) 甲が本契約の解約希望日を通知せず、需要場所から移転し、本物件において電気を使用していないことが明らかな場合

(3) 甲が電気料金等を、支払期日を30日経過してなお支払わない場合

(4) その他、甲が供給約款の規定に違反した場合

17. 現契約の解約に伴う不利益事項

甲は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行されたポイントの失効、継続利用期間のクリアおよび過去の電力使用量の照会不可等の不利益を被る可能性があります。乙は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより甲に生じた不利益については、一切責任を負いかねます。

18. 電気の使用に伴う甲の協力

甲は、一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された、以下の事項を遵守するものとします。それに伴い、乙もしくは一般送配電事業者から、甲に以下の各号の事項への協力を要請する場合がありますことを、甲は予め了承するものとします。

(1) 乙または一般送配電事業者による電気の供給に必要な設備の工事及び維持に必要な用地の確保

(2) 乙または一般送配電事業者による電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限

(3) 乙、甲の電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくは甲が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨に係る一般送配電事業者への通知

19. 本書等の変更

乙は、本事業の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力供給に関する重要事項説明書、料金メニューを変更することがあります。この場合、変更された本書等の内容は、乙のホームページ上でご確認いただけます。

以上

【電気供給サービスを提供する小売電気事業者】

グリーンピープルズパワー株式会社

〒160-0022

東京都新宿区新宿2-4-2

カーサ御苑903

<http://www.greenpeople.co.jp>

【お問合せ先】

info@greenpeople.co.jp

(24時間受付可能。ただし年末年始は除きます。また、返信が直ちにはできない場合があります。)